

2021年10月11日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長都並清史
(コード番号：6335東証第1部)
問合せ先 総務部長中野実
(TEL：03-3451-8591)

9月27日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した
質問状(必要情報リスト)に対する回答受信および

10月11日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状について

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決定した当社株式の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)に基づき、同年9月10日にアジアインベストメントファンド株式会社(以下「AIF」といいます。)及びアジア開発キャピタル株式会社(以下「アジア開発キャピタル」といい、AIFと併せて以下「AIFら」といいます。)に対して質問状(以下「9月10日付け当社質問状」といいます。)を送付し、さらに、同年9月27日にも追加質問状(以下「9月27日付け当社質問状」といいます。)を送付しました。

これらに対して、AIFらより、10月1日付けで、9月10日付け当社質問状に対する回答書をFAXにて受信しておりましたが(当該回答受信については2021年10月4日付の当社プレスリリース「9月10日付け当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状(必要情報リスト)に対する回答受信および当社に対するアジアインベストメントファンドらからの質問状受信に関するお知らせ」をご参照ください)、これに加え、10月5日付けで、9月27日付当社質問状に対する回答書(以下「10月5日付けAIFら回答書」又は「本回答書」といいます。)をFAXにて受信致しましたので、後述のとおり、お知らせいたします。

また、当社では、AIFらの一連の回答内容が、当社株主の皆様が、AIFらによる大規模買付け行為を受け入れるか否かを判断するには依然として不十分な内容であり、そもそもこれまで公表されているAIFらの開示情報の信憑性についても様々な疑義があるため、その回答内容について仔細に検証を行っているところですが、臨時株主総会までの時限性を鑑み、特に当社株主の皆様にとって重要度の高い問題(アジア開発キャピタルが上場企業であるにも拘らず、その筆頭株主すら不明であるという異様な状態にあり、結果的にそのような素性不明の株主が当社の経営を支配しようとする事自身が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れがあること)を優先的に取り上げ、本日、AIFらに追加質問状(必要情報リスト)を送付しましたので、併せて、別紙にてお知らせいたします。なお、本日送付した追加質問状は、9月10日付けで当社よりAIFらに送付した質問状(必要情報リスト37項目)を原質問状として、新たに質問を追

加するものとなります。

1. 「10月5日付 AIF 回答書」について

当社では、9月27日付当社質問状において、9月10日付当社質問状の質問7を原質問として、以下の質問を行ってまいりました。

〈原質問〉

A) 貴社及び貴社グループの詳細と、貴社の投資事業におけるこれまでの実績について、当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。

7. 貴社有価証券報告書によれば、貴社の発行済株式の34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サービスズ リミテッド クライアントアカウント」と記載されておりますが、本名義による株式保有は、貴社の2020年8月12日付のプレスリリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」から推察するに、香港を拠点とする Lee and Lee Trust 社を最終親会社とする Sun Hung Kai グループによる株式保有であり、具体的には、香港証券取引所上場の投資会社 Sun Hung Kai & Co. Limited の子会社である Sun Hung Kai Strategic Capital Limited が貴社株式を保有する構造と認識しております。これを前提として、貴社が、経営体制の構築（取締役候補者の選定）や経営戦略の策定などにあたって、Lee and Lee Trust 社や、その支配下にある Sun Hung Kai & Co. Limited、Sun Hung Kai Strategic Capital Limited、などからどのような影響が受け得るのか、具体的にご回答ください。

〈関連追加質問〉

- 7-2 貴社らによる本年9月22日付けの仮処分命令申立書（本株主意思確認総会において貴社らが議決権を行使することを許容する旨を求めるもの）6頁によれば、「債権者 ADC は、債務者株式31,900株を保有している。〔中略〕また、債権者らが本債務者株式を保有していることは、債務者の現在の株主名簿（令和3年9月14日を基準日とする総株主通知によるもの。）に記載されている」との記載がありますが、貴社らにも既に写しを送付済みの当該9月14日を基準日とする株主名簿には、貴社の名前はなく、代わりに、「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」が当社株式を31,900株保有している旨の記載があります。仮に貴社が「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」名義で当社の株式を保有していないのであれば、少なくとも貴社は、当社の株主でない以上、上記の仮処分を申し立てる適格性を欠くこととなります。

- 1) そこで、上記の株主名簿における「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT

SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義は、貴社の使用されている名義であるのか、ご回答ください。

- 2) そして、仮に貴社の使用されている名義であるのならば、そのことを具体的に示すスタンダードチャータード銀行香港支店との間における契約等の証拠資料をご提出ください。
- 3) また、仮に貴社の使用されている名義でないのならば、上記 31,900 株の実質的な所有者は、Sun Hung Kai Strategic Capital Limited（以下「サンフンカイ・ストラテジック」といいます）であるのか、貴社の大株主である株式会社普濟堂であるのか、それともその実質的な支配者と報道されている許振東氏であるのか、又はそれら以外の第三者であるのか、具体的にご回答ください。

7-3 仮に上記 7-2 に対するご回答が、「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義は貴社の使用されている名義である、というものであった場合、上記のとおり、貴社有価証券報告書 24 頁（6）【大株主の状況】によれば、貴社の発行済株式の 34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サービスーズ リミテッド クライアント アカウント」と記載されているところ、かかる名義は上記の「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義と実質的に同一であると解されます。

- 1) そうであるとすれば、貴社の筆頭株主は自分自身という奇怪なこととなりますが、他方において、貴社有価証券報告書 25 頁では、貴社の自己株式は 15,900 株、発行済株式総数に対する割合は 0.00%と表示されております。そうであるとすれば、貴社の筆頭株主に関する記載と貴社が保有する自己株式の数に関する記載のいずれかが虚偽ということになりますが、どちらが虚偽の記載であるのか、ご回答ください。
- 2) また、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような虚偽の記載を放置していたことにつき、説得的なご説明をお願いいたします。

なお、本ご回答は、スタンダードチャータード銀行におけるカスタディ業務にも関連するところ、同行の東京支店は、2011 年 2 月 15 日に海外支店等のカスタディ業務に関する代理又は媒介行為について法令違反が認められ、金融庁より行政処分が下されております。かかる状況に鑑みて、本追加質問状の内容及びこれに対するご回答は金融庁をはじめとする関係当局にとっても重大な関心事であると考えられることから、当社では、本追加質問状の内容及びこれに対するご回答の状況（有無及び内容）についても、情報提供を行いますので、予めご了承ください。

7-4 貴社は、昨年 11 月 2 日に主要株主の異動に関するプレスリリース（以下「11 月 2 日プレス」といいます。）を出されていますが、当該異動に係る主要株主の異動に関する臨時報告書の提出を行っておらず、また、それ以降も、主要株主の異動についての臨時報告書の提出及び適時

開示を一切行われていません。他方、11月2日プレスでは、サンフンカイ・ストラテジック（当時の貴社に対する持株割合は43.90%）は、11月上旬に、その100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 Dormont International Limited（以下「Dormont」といいます。）に貴社株式の30%を、同様にサンフンカイ・ストラテジックの100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 South Isle International Limited（以下「South Isle」といいます。）に貴社株式の13.89%を、それぞれ譲渡予定である旨が開示されています。そして、それを受けて、昨年11月11日提出のサンフンカイ・ストラテジックの大量保有報告書の変更報告書では、11月5日現在で、同社と Dormont 及び South Isle の3社合わせて、貴社株式を株券等保有割合にして56.11%保有している旨報告されています。しかしながら、その後、

- ① 昨年12月11日を義務発生日として12月21日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、突如 Dormont が共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジック（10.30%保有）と South Isle（22.34%保有）とで株券等保有割合にして合計32.64%の貴社株式を保有している旨開示がなされ、
- ② さらに、本年2月17日を義務発生日として2月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、今度は South Isle も突如共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合が10.30%から11.64%になった旨が開示されています。

そして、その後、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合は、

- ③ 本年3月2日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No. 6）では10.02%、
- ④ 3月5日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No. 7）では8.32%、
- ⑤ 3月11日を義務発生日として3月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では7.20%、
- ⑥ 3月12日を義務発生日として3月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では5.99%、
- ⑦ 3月18日を義務発生日として3月25日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では4.66%

と減少していき、サンフンカイ・ストラテジックは、貴社の5%以上保有株主から姿を消します。しかしながら、これらが全て正しいとすると、貴社は、

- (i) 上記①の昨年12月11日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして30.0%保有していた Dormont が共同保有者から消えた時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された12月21日には）、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり（ちなみに Dormont は単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していま

せん。)、

- (ii) 上記②の本年2月17日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして22.34%保有していたSouth Isleが共同保有者から消えた時点で(又は、遅くとも大量保有報告書が提出された2月22日には)、同様に主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり(ちなみにSouth Isleも単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していません。)、
- (iii) さらに、上記④の本年3月5日にサンフンカイ・ストラテジックの株券等保有割合が10%を割り込んだ時点で(又は、遅くとも大量保有報告書が提出された3月10日には)、やはり主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなります。

- 1) このような理解で正しいかどうか、貴社の事実認識と相違点があれば、詳細かつ説得的なご説明をお願いいたします。
- 2) 仮に上記事実認識に相違がないのであれば、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反の繰り返していたことにつき、どのような認識であって、どのような再発防止策を講じられるつもりがあるのか、説得的なご説明をお願いいたします。

なお、これは直接的には貴社らについての問題ではございませんが、仮にこれらの一連の売買において、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出が適切に行われていないとすると、主要株主のインサイダー取引を防止するために必要とされている、主要株主による売買報告書の提出も懈怠されている可能性があると考えられます(なお、金融商品取引法上、「売買報告書を提出せず又は虚偽記載した売買報告書を提出した者」には罰則が科せられます。)

これに対して、AIFらは、10月5日付AIFら回答書において、大要、以下の説明を行っております。

● 質問7-2について：

- 1) について、「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」は、アジア開発キャピタルが使用する証券口座の名義である
- 2) について、アジア開発キャピタルは、Everbright Sun Hung Kai (Sun Hung Kai Investment Services Limited) に開設した証券口座を使用して、東京機械製作所の株式を31,900株保有している
- 3) について、スタンダードチャータード銀行香港支店と Everbright Sun Hung Kai との間で契約を締結しているものと思われるが、アジア開発キャピタルは契約当事者でなく、その契約書を提出する立ち位置にない

- 質問 7-3 について
 - 1) について、いずれも虚偽の記載ではない。アジア開発キャピタルが「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の口座名義で東京機械製作所の株式を保有しているのと同時に、アジア開発キャピタルの大株主（※東京機械製作所注：大株主と言及があるだけで特段の説明は無い）が同じく「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の名義でアジア開発キャピタルの株式を保有している
 - 2) について。1) のとおり虚偽の記載をしていない
- 質問 7-4 について
 - 1) について、アジア開発キャピタルは、2020年11月5日付けの主要株主の異動に係る臨時報告書を同年12月7日に提出している（※東京機械製作所注：臨時報告書の提出が1か月以上遅延したことについての説明は一切無い）
 - 大量保有報告書に記載される「株券等保有割合」は、議決権保有比率とは異なる
 - アジア開発キャピタルでは、主要株主（10%以上の議決権を保有する株主）の異動は、2020年11月5日を最後に発生していない
 - よって、同日以降に臨時報告書の提出義務や適時開示義務は発生していない
 - 2) について、上記1) のとおりであり、アジア開発キャピタルは臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反をしていない

2. 「10月5日付 AIF ら回答書」に対する当社の見解

AIF らは、質問 7-2、質問 7-3 について、当社の株主名簿に記載された「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」という株主名義は、アジア開発キャピタルによる東京機械製作所の株式保有を意味する一方、当該名義と全く同一で、上場会社であるアジア開発キャピタルの筆頭株主名義としても登場する「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」に関しては、アジア開発キャピタルとは別の「大株主」による保有を意味するとだけ回答し、当該「大株主」が誰であるかについて一切回答していません。

すなわち、当社の経営支配権の獲得を企図するアジア開発キャピタルの筆頭株主が一体誰であるのか素性が一切不明ということになります。しかも、アジア開発キャピタルの直近の有価証券報告書によれば、上記筆頭株主名義の保有比率は 34.81%にも上り、アジア開発キャピタルの直近の定時株主総会における議決権行使率が 35%であることからすれば、実質的に親会社と言える保有比率にあります。

上場会社であるアジア開発キャピタルが、その実質的な親会社が一体何者であるかも分からないという、上場会社として異様な状態にあるということ自体、アジア開発キャピタルが当社の支配権を取得した後にどのような経営方針が採用されることになるかが極めて不透明ということを意味しており、当社の中長期的な企業価値や株主共同の利益が危殆に瀕する可能性が高いことを意味するといわざるを得ません。

しかも、アジア開発キャピタルは、過去の会計不正を理由として、東京証券取引所によって特設注意市

場銘柄に指定された上、2,880 万円にのぼる上場契約違約金を賦課され、上場会社としての内部監理体制の在り方に重大な懸念が持たれている状況にあり、その経営に支配的影響力を持つ実質的な親会社の素性が一切不明であること自身、上場会社としてのアジア開発キャピタルのコーポレート・ガバナンスの実効性及び内部監理体制の有効性にも深刻な疑念を抱かせるものといわざるを得ません。

また、質問 7-4 において、アジア開発キャピタルは、2020 年 11 月 5 日を最後として、同社においては 主要株主（10%以上の議決権を保有する株主）の異動は発生していないと説明しています。しかし、当社において、アジア開発キャピタルの開示資料や大量保有報告書を確認した限りでは、同社の大株主であるサンフンカイ・ストラテジックによるアジア開発キャピタルの株式の売買に関して、アジア開発キャピタルが、金商法上の主要株主異動に係る臨時報告書や、主要株主の異動に係る適時開示の提出を懈怠している可能性は否定できないものと認識しております。

(サンフンカイ・ストラテジックによるアジア開発キャピタルの株式保有比率の推移)

	サンフンカイ・ストラテジック	ドルモン (共同保有者)	サウス・アイル (共同保有者)	合計
2020 年 11 月 5 日の異動日以前	議決権比率 43.90%	—	—	議決権比率 計 43.90%
2020 年 11 月 5 日を異動日とする臨時報告書（主要株主の異動）	—	議決権比率 30.0% (主要株主)	議決権比率 13.89% (主要株主)	議決権比率 計 43.89%
2020 年 11 月 5 日を報告義務発生日とする変更報告書	株券等保有割合 10.30%	株券等保有割合 23.47%	株券等保有割合 22.34%	株券等保有割合 計 56.11% ※) 議決権の無い新株予約権を含めた比率
アジア開発キャピタルによれば、2020 年 11 月 5 日を最後として、<u>主要株主（10%以上の議決権を保有する株主）の異動は発生していない</u>				
2020 年 12 月 11 日を報告義務日とする変更報告書	株券等保有割合 10.30%	突如、共同保有者から外れ、単独での大量保有報告書も提出されず	株券等保有割合 22.34%	株券等保有割合 計 32.64%
2021 年 2 月 17 日を報告義務日とする変更報告書	株券等保有割合 11.64%	—	突如、共同保有者から外れ、単独での大量保有報告書も提出されず	株券等保有割合 計 11.64%
2021 年 3 月 18 日を報告義務日とする変更報告書	株券等保有割合 4.66%	—	—	株券等保有割合 計 4.66%
<u>これ以降、上場会社アジア開発キャピタルの大株主の実態が一切分からない異常な状況となっている（アジア開発は、当社からの質問に対し、特定の株主に経営が影響されることはないとも回答）</u>				

※) アジア開発キャピタルの大株主であるサンフンカイ・ストラテジックは、2020 年 11 月 5 日時点において同社の 100%子会社である英領ヴァージン諸島法人ドルモン及びサウス・アイルと三者合算で、アジア開発キャピタルの株式を 56.11%保有していた。その後、ドルモンとサウス・アイルは共同保有者から外れており、かつ単独での大量保有者としての報告も無い。仮に、上記の変更報告書の情報が全て正しいとすると、アジア開発キャピタルには、ドルモン及びサウス・アイルが主要株主かつ筆頭株主でなくなったこと

について、金商法上の主要株主の異動に係る臨時報告書の提出や主要株主の異動に係る適時開示の提出が求められるはずであり、同社はこれらの手続きを一切行っていないことになる。

※) ドルモン、サウス・アイルの概要については、以下のとおり（2020年11月2日付けのアジア開発キャピタルの適時開示「新株式の譲渡並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」より抜粋）

(1) Dormont International Limited

①	名 称	Dormont International Limited
②	所 在 地	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands
③	代表者の役職・氏名	Director:Robert James Quinlivan Director:Chow Wing Charn Simon
④	事 業 内 容	資産管理
⑤	資 本 金	USD1
⑥	設 立 年 月 日	2020年8月18日
⑦	大株主及び持株比率	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 100%
⑧	当 社 と の 関 係	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況につきましては、該当事項はありません。

(2) South Isle International Limited

①	名 称	South Isle International Limited
②	所 在 地	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands
③	代表者の役職・氏名	Director:Robert James Quinlivan Director:Chow Wing Charn Simon
④	事 業 内 容	資産管理
⑤	資 本 金	USD1
⑥	設 立 年 月 日	2020年8月18日
⑦	大株主及び持株比率	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 100%
⑧	当 社 と の 関 係	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況につきましては、該当事項はありません。

以上

2021年10月11日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中
アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都並 清史



アジアインベストメントファンド株式会社及び アジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状

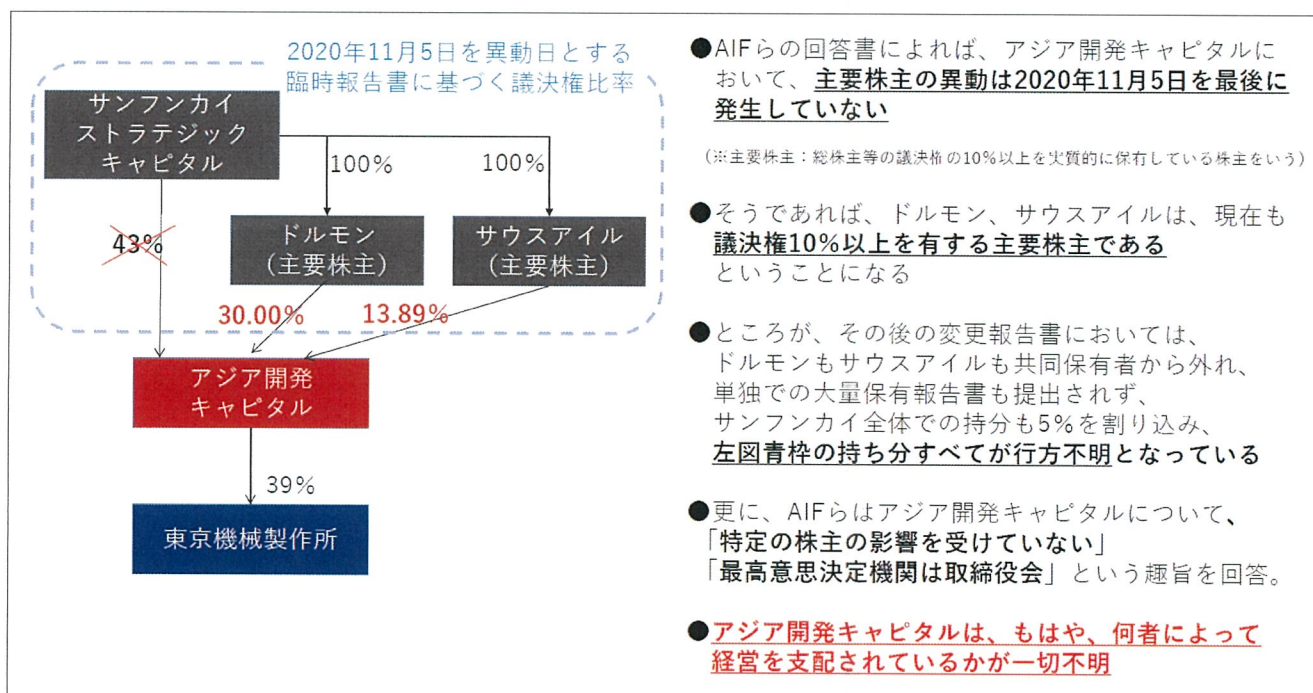
貴社グループに対する以下の追加質問事項につき、当社株主の皆様から見て分かりやすい形でご回答ください。なお、「貴社」とは、アジア開発キャピタル株式会社を、「貴社グループ」とは、アジア開発キャピタル株式会社、アジアインベストメントファンド株式会社を始めとする貴社連結子会社、持分法適用会社、その他のグループ会社をいいます。また、貴社グループによる当社株式を対象とする買集め行為を、「本買集め」といいます。回答にあたっては、既存の公表資料等の参照先を示すだけでなく、当社株主に分かりやすく、具体的に、書面にてご回答ください。（2021年9月10日付けで当社より貴社に送付した質問状（必要情報リスト37項目）を原質問状として、新たに質問を追加させていただきます。）

なお、当社の株主様からの情報によれば、貴社は、10月7日以降に臨時株主総会に係る委任状勧誘書類を当社株主に配布し、委任状勧誘を行っているものと認識しております。貴社が虚偽の情報に基づいて委任状勧誘を行った場合、委任状勧誘規制違反に相当しますので、念の為、警告申し上げます。

記

38. 貴社の10月5日付け回答書によれば、アジア開発キャピタルにおいては、2020年11月5日を最後に、「主要株主の異動は発生していない」とのことです。そうであるとすれば、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモン（11月5日時点で30.00%の議決権を保有する株主）、および同じく100%子会社であるサウス・アイル（同13.89%の議決権を保有する株主）が、現在でもアジア開発キャピタルの主要株主であるという理解で間違いないかご回答ください。万一、この認識と異なる見解をお持ちであれば、当社株主にとってアジア開発キャピタルの大株主が素性不明の状態にあることは極めて重大な関心事ですので、「2020年11月5日を最後に主要株主の異動は発生していない」という回答の意味するところを、詳細にご説明ください。なお、主要株主とは、総株主等の議決権の10%以上を実質的に保有している株主を意味することはご高承のとおりです。

39. 貴社の10月5日付け回答書及び大量保有報告書等の公表資料によれば、貴社においては、議決権の30.00%を保有するドルモン、同13.89%を保有するサウス・アイルに、「主要株主としての異動が生じていない」一方で、両社の保有持分は、その後の変更報告書において、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとの共同保有者から突如として外れ、単独での大量保有報告書が提出されることもなく、忽然と姿を消しています。すなわち、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモンとサウス・アイルは、「10%以上の議決権を保有する主要株主である（主要株主としての異動が生じていない）」にも拘らず、大量保有報告書・変更報告書には現れず、株主としての行方が分からないという、論理的には説明が付かない異様な状況にあります。この背景を、詳細にご説明ください。なお、本質問は、貴社の株主における届出の問題ではありますが、そもそも2020年11月2日の貴社適時開示「新株式の譲渡並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にもある通り、貴社取締役会は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルからドルモン及びサウス・アイルの2社に対する新株式の各譲渡を承認した立場にあり、また、同リリースの中で、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルとドルモン、サウス・アイルが「実質的に一体である」とも記載があることから、貴社は本質問に回答する上で必要な情報を保持していると理解しております。



40. 貴社の臨時報告書によれば、貴社における2018年、2019年、2020年に開催された株主総会における議決権行使比率は約35%から約43%程度で推移しています。その一方で、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%傘下にあるドルモン（議決比率30.00%）やサウス・アイル（議決権比率13.89%）が、それぞれアジア開発キャピタルの主要株主として異動が生じていないということになると、サンフンカイグループがアジア開発キャピタルの経営を実質的に支配してい

ることは必然的に明らかと思われます。この点、貴社はアジア開発キャピタルの株主構造に関してこれまで一貫して回答をはぐらかし続けています。それどころか、①10月1日付け貴社回答書（質問項目8番）においては、「特定の株主にその経営に対し影響されることはありません」と回答し、②同回答書の質問項目10番に対する回答においては、「当社らの最高意思決定機関は当社らの取締役会であり…」と述べ、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であるという会社法の根幹を等閑視してまで貴社の株主構造に関心が及ぶのを避けようとし、③さらには10月5日付け貴社回答書において、「アジア開発キャピタルの『大株主』が「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の名義でアジア開発キャピタルの株式を保有している」などと株主名を匿名にして回答するなど、ひたすら具体的な説明を回避し続けていることを踏まえれば、もはや「東京機械製作所の株主の皆様へ株主総会に向けて有益な情報提供」を謳う貴社の言動は、言行不一致であって、当社の株主に対する開示姿勢として極めて不誠実であるといわざるを得ません。以上を踏まえ、アジア開発キャピタルの経営に実質的な影響力を持つ株主が誰であるかについて、改めて詳細にご説明ください。

41. 貴社の代表取締役社長のアンセム・ウォン氏は、2021年8月10日付けの「当社株主及びステークホルダーの皆様へ」と題する文書において、会計不正と虚偽開示を受けてアジア開発キャピタルが特設注意市場銘柄に指定されたことに関して、「心から苦しく、上記会計不祥事を阻止できなかったことを悔しく感じております」と述べ、また、「本指定（特設注意市場銘柄の指定）の解除を受けられるよう、私自身が陣頭に立ってリーダーシップを発揮してまいります。1年で本指定の解除を受けられず、指定延長となった場合には、私は責任を取り当社代表取締役社長を辞任」するなど一見誠実な態度を見せています。他方で、貴社も重々ご認識のとおり、特設市場銘柄としての指定の解除には、「内部管理体制確認書」の提出と東京証券取引所による審査が必要とされており、その過程で、大株主による直近3年間の持株比率の推移や重要な変動状況についても報告事項と位置付けられています。すなわち、質問38～41に関連する貴社の大株主の状況について貴社が回答をはぐらかすことは、当社株主に対して不誠実であるのみならず、貴社が特設注意市場銘柄の指定解除を受ける際にもアジア開発キャピタルの株主構造の不透明性が問題視される可能性があるといわざるを得ず、そうであるとすれば、前述のアンセム・ウォン氏による貴社の株主やステークホルダーに対してのメッセージも、信頼性が大きく損なわれることとなります。このような状況下で、貴社は、大株主の実態についての説明責任を全く果たされないままに東京証券取引所に対して内部管理体制の改善に向けてどのような報告をするつもりかをお聞かせください。或いは、もし、現時点においては、特設市場注意銘柄の指定解除を目指すことが困難だとお考えなのであれば、アンセム氏の去就も含めて、その旨をご説明ください。

42. 貴社は、10月1日付け回答書（質問項目10番に対する回答）において、「当社（アジア開発キャピ

タル)らの最高意思決定機関は当社らの取締役会」と述べています。会社法上、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であることは自明であるところ、この回答は、上場会社である貴社の取締役会が貴社の株主に対する善管注意義務を適切に果たしていない可能性を示唆するもので、貴社の株主にとっても重大な関心事であるだけでなく、貴社によって市場内で大規模株式買集めの対象とされている当社の株主にとっても、重大な懸念を抱かざるを得ません。以上を踏まえ、貴社が「当社の最高意思決定機関は取締役会である」と、わが国会社法の基本構造を等閑視する回答をした理由をお聞かせください。

43. 本質問状については、貴社のコーポレート・ガバナンスの実効性及び内部管理体制の有効性に関わる重大な質問を含んでおりますので、貴社の独立社外取締役・独立社外監査役の方々にも個別にご回答をお願い申し上げます。かかる見地から、貴社の独立社外取締役の方々及び独立社外監査役の方々のそれぞれに対して、親展にて本質問状を送付しましたので、その旨お知らせ申し上げます。それぞれの独立社外取締役及び独立社外監査役の方々におかれましては、ご自身の貴社株主に対する善管注意義務を全うされる見地から、適切にご回答いただくようお願い申し上げます。なお、それら独立社外取締役及び独立社外監査役の方々からの回答が、貴社経営陣（代表取締役社長アンセム ウォン氏）の回答内容と大きく実態が異なる場合には、貴社から「支配権」の取得を目指して株式の大量買集めの対象とされている当社の一般株主にとっても重大な関心事項であることから、適時適切な形で開示を行う予定ですので、予めお含みおきください。

以上の質問について、2021年10月12日（火曜日）いっぱい書面にてご回答ください。なお、貴社の社外取締役の方々・社外監査役の方々へのご質問の回答期日については、それぞれの親展書類に別途ご案内いたします。

以上